

第1298回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成25年12月19日 木曜日

開会 10時00分 閉会 12時20分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長 藤原 勝紀
委員 星川 茂一
委員 奥野 史子
委員 秋道 智彌
委員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 1人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1297回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案10件 報告2件

イ 非公開の承認

議案9件、報告1件については、議会の議案に対する意見の申出及び関係機関と協議等を必要とする案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

「新しい工業高校の整備候補地選定委員会」の「まとめ」について

(事務局説明)

○ 三宅学校指導課担当課長

京都市立洛陽工業高校・伏見工業高校を統合・再編し、創設する「新しい工業高校」の整備候補地については、学識経験者や産業界、建築の専門家、公認会計士、同窓会の代表など幅広い方々に参画頂いた「新しい工業高校の整備候補地選定委員会」で、立命館中学・高校の現地視察を含め、本年5月から計5回の協議を行い、去る12月6日に、洛陽・伏見工業高校、立命館中学・高校の3候補地の中で立命館中学・高校を最有力候補とする「ま

とめ」が教育長に提出された。

＜「まとめ」の内容＞

「1 はじめに」については、平成19年度からの工業高校改革の経過を端的にまとめた上で、本年4月に策定した「京都市立工業高校の再編に関する基本方針」における「整備候補地」の検討の観点について記述されている。

「2 洛陽工業・伏見工業及び立命館中学・高校に関する諸条件の比較」においては、立命館中学・高校の現地視察や、事務局で作成・準備した3候補地の概要や整備比較資料、また、活断層等に関する資料などに基づき、3候補地を比較・検討した結果がまとめられている。

1点目に施設状況については、敷地面積は、立命館中学・高校が最も広く、現有建物面積は3校ともほぼ同じである。また、立命館中学・高校は、普通科高校ではあるが、床下を補強することにより、工作機械を設置することができるなど、工業高校への転用が可能であることや、約800人収容のホールや体育館・グラウンドなど有しており、充実した教育環境にある。耐震性の面においても、立命館中学・高校は昭和56年度の新しい建築基準法に基づいて建築され、新耐震基準を満たしている。ただし、建築後25年を経過していることから、全面的なリニューアル工事を行うことが望ましいとされている。

次に、委員から強い懸念が示された活断層との関係については、国土院発行の「都市圏活断層図」に示されている桃山活断層は、平成7年3月に着手し、平成20年6月に開通した阪神高速道路の稲荷山トンネル工事にかかるボーリング調査や名神高速道路建設時における調査において、その存在が確認されていない。

また、建物と活断層との関係でいえば、活断層の真上に位置しておらず耐震性さえ確保されていれば、地震による倒壊の恐れはないことは、平成7年の兵庫県南部地震の震源とされる野島断層の事例にも示されており、徳島県の条例においても活断層の有無を確認する調査範囲は活断層の左右20mとされている。

なお、立命館中学・高校は「都市圏活断層図」で推定されている活断層から約120m、伏見工業は約300m離れているなど、活断層の真上に位置していないことが確認されている。

2点目に利便性・立地については、最寄り駅からの通学距離は、丘陵地帯の裾に位置する立命館中学・高校が一番遠くなるが、それでも徒歩15分程度であり、十分に通学可能であり、また本校は第2種風致地区に指定されているため、他の2校に比べ緑に囲まれた静謐な教育環境にある。

なお、委員から指摘のあった立命館中学・高校の擁壁劣化についても、同校の変位測定調査結果や教育委員会の専門職、また土木専門業者が行った目視調査によると、経年劣化の範囲内であり、さらに土木専門業者による現地調査結果からは、擁壁本体の強度は十分保たれ基礎地盤も安定した状態にあり緊急性はないとことが確認されているが、生徒の安心安全の面から必要な補修をするなどの対応が求められている。

また、約350年前の活動が最新と言われている花折断層を震源とする地震が発生した場合の震度は、「京都市災害マップ」によると、3候補地とも震度6強であり、また土砂流による被害の発生する地域ではない。

3点目に財政負担については、洛陽・伏見工業高校の整備計画案について、それぞれ3案ずつ計6案を検討したが、洛陽・伏見工業高校の現地で建て替えした場合の「グラウン

ドに新校舎を建築する案」「仮設校舎を建築して新校舎を建築する案」「洛陽または伏見工業に仮統合した上で、一方に新校舎を建築する案」の3案に係る経費は、72億円から96億円と見積もっている。

一方、立命館中学・高校を改修した場合は、床下補強、エレベータ設置などバリアフリー化工事や空調設備全面更新を含む全面リニューアル工事として23億円程度と見込まれている。この改修経費に、立命館中学・高校の土地・建物の買収費、現時点においては選定委員会で議論を進める上での見込み額である19億～23億円を合算しても、42億～46億であり、洛陽・伏見工業高校の現地で建て替えを行うより財政負担は大きく軽減されることが考えられる。

4点目に工事に伴う教育活動への影響については、洛陽・伏見工業高校の現地で建て替えした場合は、工事期間が最短で2年半、最長で4年となり、グラウンド利用の制限や騒音等の影響が長期にわたるが、立命館中学・高校を活用した場合は、工事期間は約10ヶ月間と見込まれ、速やかな整備が可能で工事に伴う両校の教育活動への影響も心配することはない。

「3 望ましい整備候補地」においては、以上のような比較検討の結果、立命館中学・高校が最有力候補であるとの結論に至ったことを示した上で、改めて、生徒の安心安全を確保するための改修等が求められている。

「4 結びに」は、新しい工業高校に寄せる期待として、「新しい工業高校」のハード面の整備とともに、先の「京都市立工業高校将来構想委員会」の「最終まとめ」の提言を踏まえ、京都はもとより我が国の「ものづくり」「まちづくり」を支える工業高校の教育内容の具体化が改めて求められている。

<今後について>

選定委員会において、オープンな場で様々な意見を出し合い、議論して導いていただいた「まとめ」を尊重しつつ、改めて、教育委員会として、本日の議論や現地視察も踏まえて、整備予定地を決定したい。

(委員からの主な意見)

- 立命館中学・高校における改修のうち、美装工事とはどのようなものを想定しているのか。
- 立命館中学・高校の取得について、19～23億と見込額が示されているが、立命館の買収交渉に影響はないのか。
- 「立命館中学・高校を最有力候補とすべき」という結論は選定委員会において全会一致の結果なのか。
- 徳島県の条例においては、活断層の直上でなければ調査の対象とならないが、本市として活断層周辺における建築指導等はされているのか。
- 各分野の専門家が参画して議論を重ねた結果、立命館中学・高校において耐震面等における安全性が確保できるということは理解できたが、通学時の利便性はどうか。
- とりわけ中学生や保護者にとって大きな関心が寄せられる「新しい工業高校」の開校時期の見込みはどうか。
- 両工業高校を歴史と伝統を踏まえ、生徒・保護者のニーズに応えることができるよう、「新しい工業高校」づくりに向けスピード感を持って整備を進めてほしい。

(事務局)

- 美装工事については、小中学校で進めている長寿命化のリニューアル事業と同様に、床の全面張替えや外装の塗替え等を想定している。
- 立命館中学・高校の買収見込み額は、あくまでも候補地選定を検討するうえで、不動産鑑定の特 門家から示された参考値であり、選定委員会の委員である公認会計士も妥当な金額であるという見解であった。今後、「京都市不動産評価委員会」における当該物件の評価を踏まえ、立命館と交渉していくこととなる。本校は市街化調整区域であり、跡地開発が難しいことや建築後 25 年経過していることから立命館が想定する金額と大きな違いはないと考えている。
- 選定委員会の結論については、生徒の安心安全面の確保を求める意見はあったが、委員会の総意である。
- 活断層については、本市では徳島県のような指導はしていないが、冒頭に説明した野島断層の事例にも示されているとおり、活断層の真上に位置しておらず建物の耐震性さえ確保されていれば、地震による倒壊の恐れはない。これを踏まえ、徳島県では活断層の左右 20 m を調査範囲としており、一般的な常識として活断層の直上になく、耐震性がしっかり確保されていれば地震が起こっても建物倒壊の危険性は低いと認識している。
- 利便性について、他の候補地から比べると最寄り駅から最も遠いが、徒歩 15 分圏内であり、市立中学生や他の市立高校生の通学状況はもとより、立命館中学・高校生実際に通学している状況から通学指導も可能であると考えている。
- 開校時期は、仮に立命館中学・高校で開校となれば、立命館との買収交渉、校舎の改修期間等にもよるが、早ければ平成 28 年 4 月を目標として進めていきたいと考えている。
- 現在、「新しい工業高校」の教育内容については、両校現場代表と教育委員会で構成するプロジェクトチームを立ち上げて、十分に議論を行っているところであり、一定の見通しが立てば報告させていただく。

ウ 議案事項

議第 38 号 京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○ 西原生涯学習推進課長

本市社会教育委員の任期は 2 年で、年 4 回の会議を開催し、生涯学習・社会教育に関する助言や意見をいただいております。議長・副議長は委員の互選により選出している。また、会議においては、期ごとに基軸となる審議テーマを設定し、そのテーマに基づいて毎回の議題等を決定している。

議長・副議長については、これまで 1 年ごとに改選をしていたが、委員の任期が 2 年と短く、会議回数も限られていることや、任期中は一貫したテーマに基づいた会議運営が行われていることから、会議のより円滑な運営・進行を図るため、議長・副議長の任期を「1 年」から「委員の任期」に改める。

(委員からの主な意見)

○これまで議長・副議長が任期途中で交代した例はあるか。

(事務局)

○ほとんどの場合、委員の任期中は継続して議長・副議長をお務めいただいている。交代の事例は過去に数回あるが、いずれも議長・副議長であった方が急逝されたことによるものである。

(議決)

委員長が、議第38号「京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の報告9件、議案1件について、会議を非公開とすることを宣言。

議第39号 京都市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 西原生涯学習推進課長

国の地方分権改革の一環として、これまで社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱基準が、本年6月の同法の一部改正により、文部科学省令で定める基準を参酌のうえ、各自治体の条例で定めることとされた。これに伴い、本市条例において新たに社会教育委員の委嘱基準を定める必要があるため、京都市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案するものである。

文部科学省令は「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」を参酌すべき基準として定めており、これは旧社会教育法第15条で定められていた委嘱基準と同一である。

本市社会教育委員については、これまで校長会やPTA・女性団体等の社会教育関係団体の代表者のほか、文化芸術、スポーツ、産業界、大学・研究機関等、各界の第一線で御活躍の方々を選任し、その豊かな御見識や御経験に基づき、本市生涯学習・社会教育の推進に貴重な御意見をいただいていた。旧社会教育法で示されていた委嘱基準は、こうした本市社会教育委員の活動に合致するものであり、本市では同基準を幅広く解釈して多様な人材を選任し、これまで同基準が選任の制約になったことはない。

よって、委員の選任については今後も同様の扱いとしたいため、旧社会教育法の基準、すなわち、文部科学省令が定める参酌すべき基準を本市社会教育委員の委嘱基準として条例に登載する。施行期日は平成26年4月1日である。

(議決)

委員長が、議第39号「京都市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第40号 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 佐藤中央図書館図書課長

京都市図書館の利便性の向上を図るために、久世ふれあいセンターに設置する図書施設をはじめとする京都市図書館の休館日及び開館時間の見直しを行う。

①地域館の第2・第4水曜の休館日を開館する

②朝の開館時間を10時から9時30分に早める

③12月28日を10時から17時までの通常開館とする 以上3点を実施したい。

地域館の水曜日の休館は、利用者からわかりづらいとの声も多く、地域館が休館することで、中央館の予約件数が増大する、また2日間続けての休館により休む返却ポストに返却される冊数が多くなり、その返却作業に職員が追われる等、開館時間前の業務量に著しい偏りが生じていた。こうした偏りを是正したうえで、開館時間を早めるという形にしたい。12月28日の臨時開館については一昨年度から暫定的に実施し、大変好評であったため、平成26年の年末からは正式な開館としたい。来年度4月から水曜開館を実施し、朝の業務の見直しを行ったうえで6月から開館時間の9時30分への変更を行う。

(委員からの主な意見)

○30分開館を早めて体制に支障はないか。

○開館時間を早めることでどのような効果が見込まれるか。

(事務局)

○開館時間を早めるにあたり、作業の見直しを行うことで体制として対応可能と考えている。

○30分早く開館することで、特に土日祝日や夏休みなどは利用者の増加が見込まれる。

(議決)

委員長が、議第40号「京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第41号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 京都市立小学校の通学区域の変更について

(事務局説明)

○ 山本調査課長

議第41号について、京都市立朱雀第三小学校は松原通りの南側に位置しているが、昭和4年にそれまでの下京区が、松原通りを境に下京区と中京区に分割されたことに伴い、通学区域が中京区、学校敷地が下京区にあるという状態が生じていた。

以後、永きにわたり通学区域と敷地の行政区域が異なるという事態が生じていた。このたび、地元の熱い要望を受けて、朱雀第三小学校の敷地部分が下京区中堂寺北町から中京

区壬生松原町に変更されることとなった。なお、変更は平成26年4月1日からである。

そのため、小学校の位置を規定している、京都市立小学校条例の一部を改正し、朱雀第三小学校の新たな住所を規定するとともに、建設中の新しい校舎が平成26年1月末に完成することから、八瀬小学校の新たな位置を規定するため、次の2月市会に、京都市立小学校条例の改正について付議すべく、提案するものである。

また、議第42号について、これまで、朱雀第三小学校の敷地部分である、下京区中堂寺北町23番地は、光徳小学校の通学区域であったが、今回の通学区域と学校所在地を一致させるということ受け、朱雀第三小学校の通学区域に変更したく、提案するものである。

(委員からの主な意見)

○町界の変更については市会の議決を受けているのか。

(事務局)

○町界の変更については、先の11月市会で議決がなされている。

(議決)

委員長が、議第41号、議第42号に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第43号 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例の制定について

議第44号 京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第45号 京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定について

議第47号 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

議第43号～47号までの「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例の制定について」他4件について、一括で御説明させていただく。

平成26年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられることとなり、総務省からの通知により、公共料金への円滑かつ適正な転嫁が求められていることを踏まえ、京都市総体として、学校・幼稚園の入学料・入園料・授業料・保育料など消費税法に定める非課税取引を除く、課税対象となる使用料・手数料等については、現行料金に消費税率引上げ分(3/105)を転嫁することを原則とすることとなった。

ただし、

- ① 国基準に基づき、額を定めているものであって、国基準が改定されない場合
- ② 近い将来、料金等の抜本的な見直しを予定しているもの
- ③ 政策的な意図をもって徴収している使用料等で受益者負担を求めることが適当でない

もの

- ④ 影響額が微小（増収額10万円未満）であり、改定までは必要ないと思われるものに該当するものについては、例外的に改定を見送ることとされている。

これらを踏まえ、教育委員会所管施設のうち、こどもみらい館、生涯学習総合センター、青少年科学センター、花背山の家、京北山国の家等の5施設においては、料金改定を行うこととしている。なお、学校歴史博物館入館料（200円）及び教育相談総合センター駐車場（250円/30分）については、引上げ額が10円未満となるため、今回の改定は見送ることとしている。

また、花背山の家・京北山国の家については、「児童及び生徒の心身の健全な発達を図る」ことを設置目的としており、子どもの利用に係る使用料の改定は見送ることとする。

各施設の料金改定の詳細について、青少年科学センター、花背山の家、京北山国の家等の入場料等の個人に係る経費については、およそ10円～50円の引き上げ、その他、会場使用料等については、およそ30円～900円の引き上げとなる。

また、26年度の増収額見込みについては、生涯学習総合センターの約120万円をはじめ、5施設全体で230万円程度となる。

なお、生涯学習総合センターにつきましては、消費税増税に係る使用料の引き上げの他、一部料金の見直しを行うため、詳細を生涯学習部施設運営担当の脇野課長から説明する。

○ 脇野生涯学習部施設運営課長

生涯学習総合センターの貸館施設について、一部施設の廃止及び新設を行う。

まず、設置から30年以上経過し設備も老朽化しているため、利用者がほとんどないスタジオを廃止する。また、現在、貸館で一番利用率の高い、防音設備を備えダンスや音楽活動を行えるサークル活動室を、現在、利用していない講義準備室及び廃止するスタジオを改修し、新たに2室設置する。

また、視聴覚室について、これまで部屋代に附属設備の使用料も含めていたが、利用実態に合わせて別料金とし、部屋代のみとする。

さらに、現在、指定管理を行っている生涯学習振興財団のセミナー等の各種事業の料金についても、市と同様に消費税引き上げ分の料金の改定を行う予定としている。

今後の予定であるが、本日、議決いただければ、本件条例改正を2月市会に付議し、議決の後は平成26年4月1日の施行を予定している。また、施行までに利用者等、市民の皆様にご迷惑が生じないよう各施設において周知徹底を図ってまいります。

なお、補足となるが、こどもみらい館及び生涯学習総合センターの料金の改定について、原案では100円未満切り捨てとしているが、市全体の状況が判明する中で、10円未満切り捨てでの対応が多いため、全市的な対応を踏まえ調整させていただく。

（議決）

委員長が、議第43号～議第47号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 報告事項

平成26年度全国学力・学習状況調査について

(事務局説明)

○ 河村学校指導課長

平成26年度から全国学力・学習状況調査の実施要領が変更されることとなった。変更点は、①「市町村教委において、それぞれの判断で、配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能。」②「都道府県教委において、市町村教委の同意を得た場合は、配慮事項に基づき、当該市町村名又は学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能。」の2点である。①の「配慮事項に基づき」の部分が重要であり、結果数値の一覧を並べて順位づけするのではなく、教育的な配慮を踏まえたうえで適切な公表をすべきという趣旨である。

京都市の方針としては、全体の数値結果について今年度公表した。各学校分は、これまでから数値ではなく、自校の結果の傾向と課題を学校だよりなどで積極的に公表してきた。平成26年度については、各校の公表のスタンダードを市教委が示すことで効果的な公表にしていきたい。

また、平成25年11月8日付けで全国学力・学習状況調査の結果に係る公文書公開請求があった。京都市の透明度を見たいという趣旨の請求である。対応については、京都市の結果については全て公表する予定である。学校別結果については、数値が独り歩きし、特定の学校の偏見につながることを避けるため、平均正答率及び就学援助率に係る部分は非公開とする。小規模校については学校質問紙調査の公開できる部分を除き、非公開とする。

(委員からの主な意見)

- 請求者は公開内容をどこかに発表されるのか。
- 他都市にも請求されているのか。その場合の他都市の対応は。
- どういう基準で公開する学校が選ばれたのか。
- 一般的な情報公開制度の枠で教育の情報を取り扱ってしまうことには懸念がある。

(事務局)

- 今回の調査について、市町村の透明度という観点から発表される可能性がある。
- 宇治市と城陽市に請求されており、現時点では、個々の学校分は公開しないと聞いている。府教委にも請求されており、府教委は市町村別結果のデータを持っているが、公開しないと聞いている。
- 無作為では有るが、一般的な規模の学校を選んだ。

カ 議案事項

委員長の選挙及び委員長職務代理の指定について

(説明)

○ 生田教育長

委員長の選挙の議事進行については、慣例により、委員長職務代理の方においてお願いしており、星川委員に議事進行をお願いしたいがいかがか。

(承認)

委員長職務代理星川委員が進行することについて、各委員異議なし。

(進行)

○ 星川委員

京都市教育委員会通則第5条の規定に基づき、委員長選挙を行う。

委員長任期は、平成25年12月25日から一年間である。

投票用紙に無記名で投票していただき、有効投票の最多数を得た方をもって当選人とする。ただし、最多票を得たものが2人以上ある場合は、これらの者についてさらに投票を行う。

－投票及び開票－

事務局において、投票用紙を配布。

票を回収の上、星川委員へ手渡し。

(結果公表)

○ 星川委員

集計の結果、藤原勝紀委員が委員長に選出された旨を宣言。

(委員長職務代理の指定)

○ 藤原委員長

委員長職務代理に、星川委員を指定する旨を宣言。

(4) 閉会

12時20分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長